

令和5年度

鳥取県産業振興機構中小企業外国出願支援事業補助金
(特許、実用新案、意匠、商標)のご案内

◆ 補助率・補助限度額

外国出願の補助対象経費の1/2以内で、1出願あたり特許出願150万円、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願60万円、冒認対策商標30万円を限度とします。

1企業(1グループ)当たり、各出願案件の上限額の範囲内において300万円を上限とします。
(上記金額の範囲内で複数出願への補助可能)

※上記金額は消費税及び地方消費税を除きます。

※補助金額は、審査結果等により、申請額を減額して交付決定することがあります。

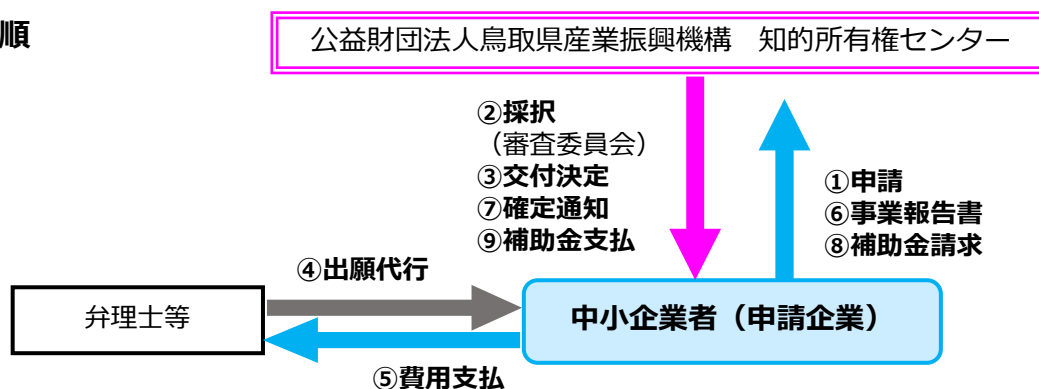
なお、千円未満の端数は切り捨て処理をして交付決定します。

※他の事業者と共同で外国特許庁へ出願する場合、自社の持分比率に応じた額但し、中小企業者等が負担した額の範囲内)を補助対象経費とします。

※当該補助対象経費について、他の団体から補助を受ける場合は対象になりません。

※米国など、国によっては、スモールエンティティ、マイクロエンティティの要件に該当する中小企業者等向けの料金減免制度が設けられているので、ご活用ください。詳細は国内代理人等へご相談ください。

◆ 手順



※外国出願計画がある場合
必ず出願前にご相談ください

◆ 対象企業要件(すべてに該当)

1. 鳥取県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者等(みなし大企業を除く)。県内で事業をしていれば、個人事業主や協同組合も対象。(個人事業主:事業主であることを証明する証憑必要(事業所得申告書写しor事業開始届写し))。組合の集合体である連合会は助成対象外。なお、地域団体商標の場合は、組合、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象。
2. 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等。
3. 外国特許庁への出願と、外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
4. 鳥取県産業振興機構への提出書類について代理人等の協力を得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において、同等の書類を提出できる中小企業者等。
5. 国や鳥取県産業振興機構が行う補助事業実施後の5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に協力する中小企業者等。

◆ 対象出願要件(すべてに該当)

1. 特許、実用新案、意匠、商標(冒認対策商標も含む)の外国出願が対象になります。
2. 申請書提出時点において日本国特許庁に既に出願であって、次のいずれかに該当する方法により、**令和5年12月末までに外国特許庁への出願が完了する見込みであること。**

- ①パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（但し、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しません。）
- ②特許協力条約に基づき外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）
- ③ハーグ条約に基づき外国特許庁への出願を行う方法（意匠）
- ④マドリッド協定議定書に基づき外国特許庁への出願を行う方法

◆ 補助対象となる経費（外国特許庁への出願時に要した経費）

外国出願に係る次の経費が対象になります。但し、交付決定後に行なった手続きで、且つ、証拠書類によって金額等が確認されるものに限り、（交付決定前に着手した費用は対象外）

1. 外国特許庁出願料
2. 現地代理人費用
3. 国内代理人費用
4. 外国特許庁に出願するための翻訳費用
5. その他（外国特許庁への出願に関連する通信費・振込手数料など）のうち経済産業局長等が必要と認める費用

*** 出願と同時に審査請求や補正を行なう場合は当該費用も対象**

◆ 補助対象とならない経費（日本国特許庁に支払う経費等）

1. 国内出願費用
2. PCT出願費用（国際出願費用、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明費用、予備審査手数料、日本国特許庁への日本国内移行手数料等）
3. 国際商標登録出願の日本国特許庁への手数料及び登録料と同類となる手数料（キューバ、ガーナ以外の国への個別手数料）
4. 一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁等に支払う費用（例：出願に不備等があった場合の補正費用等）
5. 国内出願・PCT出願の弁理士費用
6. 請求書、受領書等の提出書類の翻訳費用
7. 先行技術調査費用
8. 日本国内における消費税及び地方消費税
9. 外国における付加価値税（VAT）

◆ 審査・採択等

採択企業は、審査委員会で慎重且つ厳正な審査の上、決定します。審査結果は、文書により、申請者に通知します。なお、審査の経過や内容に関するお問合せには一切応じることはできません。審査においては、当該特許等の優位性（新規性や進歩性等）、事業性（市場性や事業展開の実現性等）、資金力等を考慮して決定しますので、申請の該当項目欄に、アピールするポイントをできるだけ具体的に記載してください。

《主な選定基準》

- (1) 出願案件について、新規性、進歩性、創作性等の観点から優位性を有し、先行技術調査等の結果から見て外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること（申請時に先行技術調査結果若しくは先行・類似調査（商標の場合）の結果の提出が必要です。PCT出願活用の場合は、国際調査報告書を提出してください。）

- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
- ①補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等であって、その計画の内容が具体的且つ妥当で、実現可能性が高いと判断されること。
 - ②補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること。
- (3) 以前の本補助金の支援実績に関し、査定状況報告書の提出、フォローアップ調査の提出等の確認ができること。
- (4) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (5) 賃上げ実施企業に対する加点措置
本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。
- 申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
 - 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、別紙1の1-4「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。
 - 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書(写し)」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(写し)」の提出が必要です。
 - なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
 - 賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
 - なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は別紙1の1-4 誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

◆ 申請方法

申請用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、持参または郵送にて申請してください。

◆ 申請期間

令和5年9月11日(月) から **令和5年10月31日(火) 17時必着**

※審査・採択結果によっては、再度募集をする場合があります。

その際は、決まり次第ホームページでお知らせいたします。

◆ その他留意事項

1. 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持分比率に応じて申請して下さい。
添付書類として、持分割合の明記がある契約書等の写しを提出して下さい。
2. **実績報告書は、原則、出願費用の完了から30日以内又は令和6年1月31日のいずれか早い期日までに提出してください。**
3. 外国特許庁への出願に当たっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答して下さい。ただし、やむを得ない理由により中間応答せず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告して下さい。出願完了後、鳥取県産業振興機構の承認を受けず、自ら放棄又は取り下げ等を行うことはできません。
4. 外国特許庁への出願完了後外国特許庁からの査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5月末日までに別途報告書(様式9)を提出していただきます。
5. 事業完了の翌年度から5年間、当該事業に係る資料を保管して下さい。

6. 申請書などに含まれる個人情報(は、当該事業の選考、選考結果の通知及び諸連絡などに使用します。
ただし、補助決定後は、交付決定を受けた事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額を公表いたします。
7. 申請者に審査委員会にて内容の説明を求めることがあります。

◆ 問合せ／申請先

公益財団法人鳥取県産業振興機構 経営支援部 知的所有権センター 担当：山本・石田
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
T E L : 0857-52-6722 F A X : 0857-52-6674 E-Mail : ayamamoto@toriton.or.jp